

I 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

近年、少子・高齢化の進展、地域の支え合いの力の低下、社会保障制度の改革など社会を取りまく環境は大きく変動しつつあり、複雑・多様・重複化した課題に的確に対応できる地域づくりが求められています。

こうした中、国は、改革のコンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」や『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』に基づいて改革を進めており、その実現に向けた工程の中で、平成 29 年 6 月に社会福祉法が改正されたところです。

福祉の分野においては、施設を中心とした福祉から、地域を中心に個人の自立した生活を総合的に支援する福祉への転換が図られる中で、すべての人が、助け合いながら、その人らしく、自立し、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくことが必要です。

そのためには、住民に最も身近な行政機関である市町村及び住民、ボランティア・NPO の関係者や団体、事業者などの地域を構成する様々な主体が、それぞれの枠組みに閉じこもることなく、「協働」し、分野横断的な連携体制の整備を推進していく必要があります。

社会福祉法では、こうした地域づくりを計画的、総合的に進めるため、市町村に対して「市町村地域福祉計画」の策定を求めるとともに、都道府県に対し市町村の地域福祉を支援するため「都道府県地域福祉支援計画」の策定を求めています。

すべての県民が明るく笑顔で暮らせる「生き生き岡山」を実現する上でも、こうした計画の策定による地域福祉の推進は重要な要素となっています。

このため、県では、平成 15 年 3 月に「岡山県地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきましたが、地域福祉を取りまく状況の変化や社会福祉法の一部改正を反映させた「岡山県地域福祉支援計画」の改訂を行いました。

2 計画の性格・位置付け

この計画は、社会福祉法第108条の規定により、県内各市町村に通じる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

また、新晴れの国おかやま生き生きプラン、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画、岡山県障害者計画、岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画、岡山いきいき子どもプラン2020、第2次健康おかやま21、岡山県保健医療計画等の関連計画と連携を図りながら、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置付けられているものです。

計画の始期は、令和2年度からとします。

なお、関連制度の改訂や市町村での地域福祉計画の策定状況、進捗状況等を勘案しながら、5年を目安に、必要に応じて見直しを行います。

社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）のポイント

（1）地域福祉の推進の理念を規定

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及び世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

（2）（1）の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

（3）地域福祉（支援）計画の充実

○地域福祉（支援）計画策定の努力義務化

○高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項等を記載事項として追加

岡山県地域福祉支援計画の位置付けの図

新晴れの国おかやま生き生きプラン

岡山県地域福祉支援計画
(社会福祉法第 108 条)

岡山県高
齢者保健
福祉計画

岡山県
障害福祉
計画

岡山いき
いき子ど
もプラン

その他関連
する個別
計画

連携

経営・活動計画

岡山県社会福祉協議会

支援

住民も含めた、多様な主体の参加による策定と推進

市町村地域福祉計画
(社会福祉法第 107 条)

連携

市町村社会福祉協議会
地域福祉活動計画

地区社会福祉協議会
小地域福祉活動計画

地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、
『安全・安心』をつくり出す地域共生社会の実現

すべての県民が明るく笑顔で暮らす
「生き生き岡山」の実現